

地域働き方・職場改革サポートチームについて

令和7年1月15日

1. 設置の趣旨、目的

○ 「地方創生2.0の『基本的な考え方』」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定。以下「基本的な考え方」という。）において、地域における魅力ある働き方、職場づくり等を起点にした社会の変革により、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくるために地域の関係者や有識者が議論し、共に解決に取り組む「地域密着型」の活動を促進し、先行可能な地域から実践を開始するため、地域の要請に応え全国的に取組を支援するチームを早急に設置するとされた。

○ これを踏まえ、「地域働き方・職場改革サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置する。

サポートチームは、地域間・男女間における賃金格差の是正、非正規雇用の正規化の推進・待遇改善、女性のL字カーブ解消、男性の育児休業の取得促進の推進などの働き方・職場をめぐる課題の解決に向けた地域の取組を実務的にサポートすることを目的とする。

こうした取組を通じて先行可能な地域からの実践を促進することにより、その成果等を踏まえた効果的な対応方策の普遍化を図り、全国的に取組を広げていくことを目指す。

2. 支援の対象・態勢・手法

（支援対象）

- ・希望の地方自治体（都道府県又は市町村）の要請に応え、地方自治体が主体となって、地域の商工会議所や商工会など経済団体の協力も得つつ、関心のある地元企業が参画する取組を支援対象とする。

（支援態勢）

- ・支援にあたっては、サポートチームの担当メンバーに加えて、職場慣行の検証や情報発信等に関する助言、若者・女性の立場に立った助言に精通した有識者たるアドバイザー・ファシリテーターの参画を考える。

また、必要に応じて、地域の地方労働局の参画・協力を得るとともに、労働関係団体、自治会、地元中高生、女性部（商工会や農協）等の参画を検討する。

（支援手法）

- ・支援に際しては、地域特性や個別事例の状況を踏まえた柔軟な対応を行い、サポートチームをはじめ関係者が協働して効果的な手法を見出す。
- ・支援は単発的な取組ではなく、必要に応じて数回にわたってワークショップと職場での実践を反復することが有用と考えられる。

※支援手法の一例

考えられる支援手法の一例として、男女間の賃金格差や女性のL字カーブ等の課題には職場を含む地域社会におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が関わることもあり、また、職場が変革されたとしても、地元にある「魅力的な職場」の情報発信が十分に行われなければ、「若者・女性にも選ばれる地方」につながらないことから、①アンコンシャス・バイアスへの気づき・意識変革、②各種の働き方の課題（採用や職務における男女差、第1子出産前後での継続就業、子育て期における男女の多様で柔軟な働き方等）への気づきと対応方法の実施、③「魅力的な職場」としての情報発信の強化、といったことが考えられる。

3. サポートチームのメンバー

（◎：主査、○：副主査）

◎内閣総理大臣補佐官（賃金・雇用担当）

○内閣官房参与（社会保障・人口問題・地方創生担当）（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長）

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官

内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

財務省大臣官房審議官（大臣官房担当）

厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）

厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官

内閣官房全世代型社会保障構築本部参事官

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官

内閣府男女共同参画局推進課長

厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）

なお、サポートチームの運営は、厚生労働省の関係部局の協力を得て全世代型社会保障構築本部事務局において処理する。